

「第1次宇都宮市交通安全計画」に関する
答申（案）

令和3年3月 日

宇都宮市交通安全審議会

目次

はじめに	1
1 交通安全計画における目標指標等について	2
2 交通安全施策の推進について	3

はじめに

本答申書は、令和2年7月17日付け宮生安第437号による市長からの諮問に応じ、「第11次宇都宮市交通安全計画（以下、「第11次計画」という。）」の策定について、答申するものであります。

当審議会は、宇都宮市交通安全条例第7条第2項の規定に基づく、宇都宮市交通安全計画の作成又は変更に関すること等を調査審議する機関であり、今回、第10次宇都宮市交通安全計画（以下、「第10次計画」という。）の計画期間が令和2年度で終了するにあたり、新たに第11次計画を策定する必要がありますことから、調査審議を行ってきたところであります。

本市におきましては、これまで10次にわたる交通安全計画に基づき各般の交通安全対策を講じてきた結果、交通事故は年々減少しており、交通事故発生件数、死者数、負傷者数は、第10次計画期間中に過去最小値を記録するなど、これまでの取組が一定の成果を上げてきたものと考えております。

しかしながら、高校生が関係する交通事故や自転車が関係する交通事故の発生件数が横ばいの傾向にあることや、超高齢社会の進展に伴い、高齢者が関係する交通事故の割合が高まっていることなどの課題も見られ、また、今後LRTの開業などが予定されていますことから、第11次計画におきましても、交通事故の特徴や社会・交通情勢の変化に的確に対応しながら、効果的な交通安全対策を講じていく必要があります。

当審議会におきましては、これまで、本市の交通事故の現状や課題、交通安全施策などについて調査審議を進め、その結果をこの答申書にまとめたところであります。

市におかれましては、この答申の趣旨を十分に斟酌いただき、計画を確定のうえ、関係機関・団体等と連携し、今後展開する交通安全施策を着実に推進されることを期待いたします。

令和3年3月 日

宇都宮市交通安全審議会
会長 古池弘隆

1 交通安全計画における目標指標等について

(1) 計画の目標指標について

計画の目標指標の設定にあたっては、国の交通安全基本計画や県の交通安全計画の指標との整合を図るとともに、第10次計画からの継続性、これまでの経年的な変化の検証や評価の容易性を考慮し設定すること。

(2) 重点的に対応すべきターゲットと目標について

本市の交通事故については、死者に占める高齢者の割合が高く、また、交通事故発生件数が減少傾向にある中、高校生と自転車に關係する交通事故は横ばいの傾向にあることから、本計画の目標を達成する上では、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者の交通安全対策が特に重要な課題といえる。

このため、第11次計画では、次に掲げる4つの「施策の柱」において、特に重点的に対応すべきターゲットとして「子どもや高校生」「高齢者」「自転車利用者」の安全確保を図ること。

また、これらのターゲットを対象とした施策事業を適切かつ強力で推進するため、成果指標を設定し、毎年、進行管理していくこと。

2 交通安全施策の推進について

以下の施策を推進すること。

(1) 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

ア 各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進

自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通ルール遵守と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、交通安全教育は重要である。

また、人優先の交通安全思想の下、子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

このことから、交通安全意識を高揚させ、交通ルール遵守やマナー向上を図っていくため、人の成長過程に合わせ、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育をICTを活用しながら推進すること。

イ L R Tの交通ルールに係る交通安全教育・周知啓発の推進

L R T開業に向け、市民がL R Tと共に暮らすライフスタイルに円滑に移行できるようにすることが重要である。

このことから、交通安全教育や周知啓発を行い、軌道敷に関する交通ルールの理解促進を図ること。

ウ 自転車利用者への交通安全教育・周知啓発の推進

自転車は、市民の手軽な交通手段として広く普及しているが、自動車と衝突した場合には被害者となる反面、歩行者と衝突した場合には加害者にもなり得るものであることから、自転車利用者が「車両」としての交通ルールを十分に理解することが重要である。

このことから、自転車利用者への交通安全教育・周知啓発を推進するとともに、加害者になった場合への備えとして、損害賠償責任保険等への加入を促進すること。

エ 地域等と連携した交通安全運動や交通事故防止活動の推進

交通安全は地域住民等の安全意識により支えられていることから、一人ひとりが交通社会の一員であるという当事者意識を持つことが重要である。

このことから、全国、県下一斉に実施される交通安全運動に積極的に取り組み、広く市民に対して交通安全思想の普及徹底を図るとともに、交通安全運動への市民の積極的な参加を促進し、交通安全活動を通じた交通安全意識の高揚を図ること。

オ 交通安全広報啓発活動の推進

広く市民の交通安全意識の向上や交通ルール遵守を図ることが重要である。

このことから、広報紙や市ホームページ、イベント等のあらゆる機会を活用しながら広報啓発活動を推進すること。

カ 交通安全に関する団体・企業等の主体的活動の促進

地域における交通安全団体等の主体的活動や民間企業等の専門性やノウハウを活かした取組を推進することが重要である。

このことから、交通安全団体等の自主的な交通安全活動に対する支援や、民間企業等が行う交通安全教室などの取組との連携を通して、その主体的活動を促進すること。

(2) 地域と連携した道路交通環境の整備

ア 事故データ等の分析を踏まえた交通安全対策の推進

E B P Mを推進し、効果的・効率的な交通安全対策を行うことが重要である。

このことから、交通事故や自動車走行に関する科学的データを活用した調査分析や地域の顕在化したニーズ等に基づき、地域や道路管理者、警察と連携しながら交通安全対策を推進すること。

イ 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

人優先の考えの下、安全・安心な歩行空間の確保を推進することが重要である。

このことから、歩道等の整備を進めるとともに、通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保を図ること。

ウ 自転車利用環境の総合的整備

自転車に関係する交通事故を防止するためには、自転車は「車両」であるとの原則のもと、異種交通を分離することや、歩行空間や自転車の走行空間が阻害される無秩序な駐輪を防止することが重要である。

このことから、自転車走行空間を整備するとともに、放置自転車対策に取り組み、安全な自転車利用環境の確保を推進すること。

エ 交通安全に配慮した道路交通環境の整備

幹線道路や生活道路において、地域住民が危険だと感じる交差点や道路等の安全を確保することが重要である。

このことから、交通安全施設の整備や劣化した交通安全施設等の更新など、道路交通環境の整備を推進すること。

オ L R Tをはじめとする公共交通ネットワークの整備

高齢者をはじめ、誰もが安全・安心に移動できる環境づくりを推進することが重要である。

このことから、公共交通ネットワークの整備や公共交通の利用促進を図り、自動車からの転換を進めることにより、交通事故リスクの低減を図ること。

(3) 救助・救急対策の推進

ア 救助・救急対策の推進

交通事故による負傷者への高度な救命処置と悪化防止など救急活動の向上を図ることが重要である。

このことから、救急救命士の計画的な養成や救急・救助隊員の教育訓練の充実、ドクターカー・ドクターヘリの活用推進により、救助・救急対策の推進を図ること。

イ 応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故による負傷者の救命効果を向上させるためには、救急自動車到着するまでの間、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による迅速かつ適切な応急手当が重要である。

このことから、応急手当に関する知識・技術の普及促進を図ること。

(4) 被害者対策の推進

ア 関係機関と連携した被害者支援の推進

交通事故被害者等は、多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、また、かけがえのない生命を絶たれたりするなど、深い悲しみやつらい体験をされており、このような被害者等を支援することは重要である。

このことから、犯罪被害者等を支援する民間団体（被害者支援センターとちぎ）や県と連携し、被害者支援を推進すること。